

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
壁紙等設置役務		5 7	
		作	成
		変	更
		作成部隊等名	
		令和 7 年 1 2 月 1 2 日	
		自衛隊茨城地方協力本部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部が実施する壁紙等設置役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

1.4 一般的要求事項

本仕様書に規定しない事項は、運営している業者の指定する仕様書及び社内規定並びに商慣習による。

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

a) 壁紙クロス等の設置

細部設置要領は、調達要領指定書による。

b) 天井照明等の設置

細部設置要領は、調達要領指定書による。

c) 床タイル等の設置

細部設置要領は、調達要領指定書による。

2.2 履行場所

履行場所は、調達要領指定書による。

2.3 作業日時

- a) 作業日は、調達要領指定書による。
- b) 作業時間帯は、9時から17時までの間とし、時間外に作業の発生が見込まれる場合は、事前に官側担当者と協議し、承認を得るものとする。

2.4 事前準備業務

本役務の入札又は見積り合わせに参加しようとするものは、事前に官側担当者の立ち合いの下、履行場所の現地確認を実施する。現地確認に要する費用は、全て相手側の負担とする。現地確認の日は、調達要領指定書による。現地確認を希望する者は、3日前までに官側担当者へ希望日時を連絡するものとし、指定した日時以外で現地確認を希望する場合、官側と調整の上、実施する。なお、添付図面等と現状が異なる場合は、現状を優先するものとする。

3 安全管理

契約相手方は、作業に当たっては、関係法令を厳守し、安全に関する検討を行い、来訪者、職員及び請負者の作業等の安全を確保するため、必要に応じて誘導員の配置等、危険防止のため必要な措置を講じなければならない。

4 情報保全

契約相手方は、本役務の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、本役務終了後も同様とする。

5 品質保証等

5.1 品質保証

- a) 施設等を破損した場合は、官側の指示に従い、官側が要求する条件で契約相手方が補償又は賠償する。
- b) 官側又は第三者に損害を与えた場合、補償又は賠償にかかる費用は全て、契約相手方が負担する。
- c) 官側の通常の使用下において、1年以内に契約の内容に適合しない破損等が認められた場合、契約の相手方は無償で修理及び補償をするものとする。細部は、官側との調整による。

5.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督及び検査実施要領による。

6 提出書類

契約相手方は、調達要領指定書別表に示す書類を作成し、提出するものとする。

7 その他の指示

その他の指示は次による。

- a) 契約相手方は、本役務の実施に当たり損傷の恐れがあると判断される部分について養生等を施す。この際、防火扉、消火栓、消火器等の防火設備に支障が生じないようにする。
- b) 当該作業員が、本役務の従事者であることが判別できるよう、身分を証明できるものを常時携帯す

る。

- c) 契約相手方は、官側の設備等を使用する場合、官側の許可を受けて使用するものとする。
- d) 本役務実施における作業中の事故及び災害は全て契約相手方の責任とする。ただし、官側の責任によるものは除く。
- e) 改装に係る廃材及び不要になった梱包材等については、契約相手方が処分するものとする。また、作業終了後に履行場所の跡片付け及び清掃を確実に実施するものとする。
- f) 施工に関する諸手続にかかる経費は、契約相手方の負担とする。
- g) 履行場所での役務の実施に係る光熱水料は、官側の負担とする。
- h) 本仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。